

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札(以下「入札」という。)の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県立郡山萌世高等学校長 矢崎 芳朗

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け(物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先)となることは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式。以下「資格確認申請書」という。)に次の書類等を添付し、令和7年9月12日(金)午後4時までに、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)により令和7年9月19日(金)までに通知する。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料(様式任意(参考様式1))

(2) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(様式任意(参考様式2))

(資格確認申請書の登録印により証明を行うこと。)

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年9月12日(金) 午後4時

福島県立郡山萌世高等学校 9階事務室

なお、申請書類は郵送を可とするが、提出期限必着とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和7年9月24日(水) 午後1時30分
福島県立郡山萌世高等学校 9階応接室
なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年9月24日(水) 午後1時30分
福島県立郡山萌世高等学校 9階応接室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ 委任状(第7号様式)・・・代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には総額を記載すること。ただし、当該価格は購入物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再

度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することができる。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立郡山萌世高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)により福島県立郡山萌世高等学校に令和7年9月5日(金)午後4時までに説明を求めることができる。

発注者は、福島県立郡山萌世高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執

行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、これらの場合において、入札参加者に生じた損害は入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む)
- (5) 鉛筆書きによる入札
- (6) 金額の記載がない、又は金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (10) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納め

るものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

- 17 当該契約に関する事務を担当する部門
上記5の(1)と同じである。

別記1

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令 62 第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約

保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 (略)

(入札保証金の納付等)

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付を免除した場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除をした額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求書により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続きについては、契約権者が支出権者または物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。